

平成20年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第6日目)

平成20年3月21日(金曜日)

午前9時30分開議

- 第11 議案第17号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第21号 訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例の制定について
- 第13 議案第22号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第23号 訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第7号 平成20年度訓子府町一般会計予算について
- 第16 議案第8号 平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第17 議案第9号 平成20年度訓子府町老人保健特別会計予算について
- 第18 議案第10号 平成20年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第19 議案第11号 平成20年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第20 議案第12号 平成20年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第21 議案第13号 平成20年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第22 議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第14号 訓子府町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第26 議案第15号 訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第16号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第24号 訓子府町地域集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第25号 財産の無償譲渡について
- 追加日程
- 議案第26号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第9号)について
- 議案第27号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について
- 議案第28号 職員の給与等の特例に関する条例の制定について
- 議案第29号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 1 号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

意見書案第 1 号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書

意見書案第 2 号 「道路の中期計画」の推進に関する要望意見書

第 3 1 報告第 1 号 専決処分の報告について

第 3 2 報告第 2 号 定期監査結果報告について

第 3 3 報告第 3 号 出納検査結果報告について

第 3 4 報告第 4 号 所管事務調査結果報告について

第 3 5 所管事務調査について

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育所事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	白崎隆誠君
農業委員会会長	鳥山勝見君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠の報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、鳥山農業委員長と田古選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

さらに、菅野幼稚園・保育所事務長から午前中欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりでございます。

議案第17号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第7号、
議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、
議案第13号

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

一括議題の質疑につきましては、予算審査特別委員会で行っておりますので質疑を省略し、これより一括議題の討論にはいりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 議案は第17号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、
訓子府各会計予算の議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10
号、議案第11号、議案第12号、議案第13号の計11本となっております。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは、ただいまより一括議題となっております議案第22号、
第7号、第8号、第9号、第10号に対する反対討論を行います。討論に入る前に本年度
予算案を総括して感じたことをお話ししたいと思います。本年度予算案を町長の執行方針、
またこれまでの一般質問及び予算の質疑を通して見てみると、厳しい状況にある本町財政
の再建に向けた歳出の数々の見直しを含めた取り組みと、また自治基本条例の制定や元気
な街づくり総合補助金の創出、小中学校に臨時講師の配置、さらには栄養教諭の配置、ま
た特別支援教育支援員の配置、さらには安定定住対策としての町営住宅改修等々のこれか
らの本町の新たなまちづくりの一步を感じさせる予算でもあるということも初めに評価し
たいと思います。しかし残念ではありますけれども、これらの点を踏まえても、やはり反
対討論をせざるを得ないと言うのも事実であります。この4月実施予定となっております、
後期高齢者医療制度に係わる予算が含まれているからであります。この制度については一
般質問あるいは質疑等々でも述べていますので詳しくは申しませんが、まず、第一に高齢
者だけを別枠の制度に組み込み、医療の抑制、医療費削減だけを目的に必要な医療をも十
分に保証されないような、いわゆる高齢者いじめともなり兼ねないような、そういう制度

だからであります。同時に少ない年金からの保険料の手引き、また将来高齢者人口が増えたり、あるいは医療費給付の増があれば、2年ごとに保険料の見直しが当然行われる制度でありますので、自動的に保険料が上がっていく、そういう仕組みになっている制度でもあります。

反対する理由の二つ目に、やはりまだまだ町民の方々への周知、理解という点では不十分と言わざるを得ないと、そういうふうに考えております。短期間ではありましたけれども、50回約1000人の町民の方々に説明された職員の方の努力に対しては、大いに評価を致します。しかし残念ではありますけれども、やはり制度の内容説明には現時点では無理があったと言わざるを得ないのも事実であります。スタートしてからこういったような周知も含めてという考えではありますけれども、やはり問題を残すということになりはしないかという不安がつきまわっているものであります。以上が反対の理由であります。

最後に、この論議をするときに、よく財源の問題というのが必ず出ますので、ここで簡単ではありますが若干考え方を触れておきたいと思えます。よくこのままでは制度がもたないというのが、この後期高齢者医療制度の導入の理由にもなっています。がしかし、果たして本当にそれで良いのでしょうか。日本の総医療費はGDP国内総生産の約8%、今年サミットが洞爺湖でありますけれども、そのサミット参加の7カ国でも最下位という状況であります。また、資本金10億円以上の大企業の収益というのは、10年前と比べて約2倍。1.5兆円から3.3兆円と2倍以上になっています。これまでの行き過ぎた大企業に対する減税政策を見直し、また10年前の水準に戻しただけで、約4兆円という財源が生まれてくると言われております。さらにはこの間、問題となっている道路特定財源の一般財源化。無駄な大型開発や、年間5兆円にもなる防衛関係費等々を含めて見直すことによって、少なくとも医療だけではなく、社会保障制度含め、これらを支えていける財源というのは十分生み出されていけるとというのが私の考えであります。この後期高齢者医療制度は本町の高齢者の方々、さらには高齢者以外の町民にとっても、将来にわたって大きな影響を与える制度であるということも申し上げまして、反対討論といたします。

議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 3番、上原です。私は前段の議員の反対討論をすべて否定するという意味ではありませんけれども、この各案に対して賛成の意をもって、私の考えを述べてみたいと思えます。平成20年度予算案について、町長の選挙公約をもとにして町民の生活やこれからのまちづくりに配慮しているものと認識しているところであります。しかし、財政の厳しさを見ると、財政健全化を目指す視点では多くの不安を感じております。また、ただ今もありませんけれども、国政レベルでの医療制度改革における、医療差別を含む多くの問題をないがしろにした後期高齢者医療制度を追認する予算案編成には大きな不安を持っているところであります。国レベルでのうねりであり、1自治体の思いだけでは住民の医療に関する空白を埋めることは不可能と感じております。この点については、平成19年度において広域連合議会に、私たちの意を受け止めるべく、議員を選任していることから、今少しこれらの動きを凝視するべきと考えるところであります。さらに先の予算審査特別委員会の委員からの意見に対し、今後財政の収支バランスが取れるような、さらなる努力を続けること、財政健全化に向けた財政運営をスピードアップする旨の、町長

としての意向が示されたところであります。これらを受けてその努力に期待をし、様々な課題はありますけれども、今回提出されている予算案に関する一括議題について、私は賛成の意を表したいと思います。以上であります。

議長（橋本憲治君） 各案に対する反対討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論ございますか。

10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） 10番、小林です。賛成討論をさせていただきます。前段で工藤議員、また上原議員から今の国政に対する考え方、さらには今回の予算審議の中身について評価をしたいということでありまして、私も今回の予算審議の中では、かなりの町としては努力をされているなという観点から、予算につきましてはかなり努力をされたのかなというような評価をすることでございます。工藤議員から反対討論の中で後期医療の関係につきまして意見が出されたわけでありまして、この部分につきましては、これから始まろうとしている制度でありますし、また広域連合の中でこれからどう進めていくのかも論議されるのかなと思います。そしたら広域連合に対して、我々から提案していくのも一つの方法なのかなと思ひまして、今回広域連合につきましても期待をして、さらに進め方につきましても納得のいくような進め方を期待するところであります。総対的に一括提案されている内容から判断しますと、私としては賛成ということで討論に代えさせていただきます。

議長（橋本憲治君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第17号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第17号、議案第21号、議案第23号、議案第11号、議案第12号、議案第13号の採決をいたします。

原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号、議案第21号、議案第23号、議案第11号、議案第12号、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、討論のあった案件から採決いたします。

最初に、議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第14号、議案第15号、
議案第16号、議案第24号、議案第25号

議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明が終わっております。議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第24号、議案第25号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第18号の質疑を行います。66ページになっております。

1人3回までご質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号の質疑を行います。議案書80ページでございます。

同じく、1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ほかに討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号の質疑を行います。議案書87ページでございます。

同じく1人3回までご質疑行えます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号の質疑を行います。議案書53ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ございますか。

5番、工藤弘喜君。

5番(工藤弘喜君) それでは、議案第14号についての反対討論をいたします。討論の中身につきましては、先ほど一括議題の中でも触れておりますので、詳しくは述べることは必要ないかと思えますけれども、いずれにしましても、後期高齢者医療制度が導入されることよっての本町における高齢者ならびに高齢者以外の町民の人たちに対する影響ということも、やはり大変なものになってくるのではないかと予想されるということで反対といたします。

議長(橋本憲治君) 次に、賛成討論ございますか。

10番、小林一甫君。

10番(小林一甫君) 10番、小林です。賛成討論をさせていただきます。

先ほども考え方を申し上げさせていただいたのですけれども、工藤議員の方からも、今の制度に対する工藤君なりの心配という部分で反対討論をされたと思えますけれども、とにかく4月1日からこの制度が始まるということでありまして、その監視役として広域連合があって、またその監視役として各自治体があるのかなというような感じをしております。そうした観点から、この広域連合を十分活用して悔いのないような制度につくり上げるのも一つの方法かなと思います。そうしたことから、この条例に対しては賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（橋本憲治君） ほかに討論ございますか。
（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 反対討論ございますか。
（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 賛成討論ございますか。
7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤です。賛成討論をいたします。先ほども今回のこの議会の中でも、冒頭からいろいろとこの高齢化については質問しておりますけれども、詳しいことはみなさん充分承知なので申し上げませんが、今回の事業そのものは広域の道の事業、国が道に委託をして、その窓口として訓子府が業務をする、窓口になるということでありまして、少なくとも町の人口が将来、推計では20年後には3600人という数字が出ている中で、町の将来を考えても広域事業から外れて、単独でなんてことは想像するのでしょうか。私は少なくともそういう状況を考えますと、やっぱり町が孤立しないようにきちんと広域にも入って、老後を安心させる制度ですから、私はそういう点では今副議長もそういう内容の説明をしましたけれども、少子高齢化のバランスが崩れていく中で、どうしてもこの制度には加入し、将来の長い目で見て対応するという意味では、決して後手を取ってはいかん。大事なことだと思いますので、私は賛成いたします。

議長（橋本憲治君） ほかに討論ございますか。
（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第14号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第15号の質疑を行います。議案書58ページであります。
1人3回まで質疑行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第15号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第16号の質疑を行います。議案書60ページでございます。
1人3回まで質疑行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第16号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号の質疑を行います。議案書118ページでございます。

同じく1人3回まで質疑行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第24号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号の質疑を行います。議案書119ページでございます。

質疑を行います。ご質疑ございますか。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 上原です。特別な問題があるわけではありませんけれども、今回こういう形で無償譲渡という形をとるという中で、先に向かって同じようなケースがおきてくるということが想定されます。そういう意味においては、この譲渡の流れについて我々を含めて、ある程度明確に認識しておく必要があるというふうに私は考えておりますけれども、それらの処理についてどのような手段をとるのか、お示しをいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 上原議員から議案第25号、財産の無償譲渡、とりわけ今回につきましては、中ノ沢集会所を福野実践会に無償譲渡するということの、今後の扱いについてのご質疑がございました。これらについては、財産審議委員会でも私の方からも説明させていただきましたけれども、まず、第一は地域住民の意見、要望をきっちり受け止めながら進めるということと、それから時代の状況の変化と本質的な財政運営の原則に立ち返りながら、絶えずこれらの今回容認いただきましたら、可決いただきましたら、それらに基づいて、今後も平等に行政を進めていきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 3番、上原豊茂君。

3番(上原豊茂君) 町長からのご回答いただきました。確かに、一定の基本的な考え方に添った対応をしていくというのが行政の在り方として当然だというふうに思いますけれども、その流れについて明確に議会も含めて認識をしているということが、これからのこういう現象を処理していくという上では、誤解を招かないという意味で、とても大切なことだというふうに思う訳であります。そういう意味においては、何らかの方法できちんと整理をすると。また同じような状況が生まれた時には今町長が回答していただいたように、この案件の処理の仕方をベースとして、その時の状況を認識した上での理解を求めるといったような整備の仕方というのが必要かと思えます。そういう意味においては、今回答のあった平等の精神に基づいてということだけでは、なかなか納得してもらえないのではないのか。例えば、窓口についても当然変わっていくということが考えられますから、そういう意味においては一定のルールに基づくべきだという観点から、再度そういう対応をするのかどうか考え方を示していただきたいと思えます。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 可能な限り今現有の町の財産で、行政財産あるいは一般財産の中で、先の一般質問の中でも小林議員のほうからご質問ありましたように、適正に処分し、そして住民に還元もしくは売却益を町にもたらしべきではないかというご意見もございました。これは土地、建物いずれもそのように考え方でのご質問だというふうに理解をいただいて、私どもとしては今あるそうした財産の減価償却額と言いましょうか、一定程度のもうこれ以上町として使えないといったものに対する今後のそうした処分の提案をいずれ計画的にしていかなければならないだろうと、その場になってから、どうしますか、ということよりは、こういう施設があって、これは今後このようにしていきたいという考え方を示していくということをもって、ご理解をいただきたい。実例を申しますと、何故計画的にということと言いますと、例えば議員もご存知のとおり北訓の体育館がございます。かつては社会教育振興会にあれば無償譲渡して、そして財産は地域の振興会が処分、あるいはそれらのことについての対応をするということの約束事であったと思えますけれども、しかしその時代と今残されたあの体育館の廃棄物の処理の今の状況からいきますと、もう想像もつかないような経費がかかる。それを今いる北栄実践会、駒里実践会の人に全額そのような処分費等をかけて良いのかどうかの議論がやっぱり残ってされていると思いますので、私は中ノ沢集会所とそういったことの比較にならない。ですから、地域住民の意見を聞きながら、そして公共性と平等性を配慮しながら、時代に合った財産の処分の仕方を提案させていただきたいと、計画的に改めてまた提案をさせていただきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第25号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程の議決

議長(橋本憲治君) お諮りいたします。

ただいま、町長から議案第26号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第9号)について、議案第27号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について、議案第28号 職員の給与の特例に関する条例の制定について、議案第29号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての5件の議案が提出されました。

さらに、議員提案議案として、議案第30号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案第26号、議案第27号

議長(橋本憲治君) 最初に、議案第26号、議案第27号の議案については、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する、提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第26号から順次説明願います。

企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) 議案第26号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第9号)の説明を申し上げます。議案書の147ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように199万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ43億5,191万8,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページのとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、149ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

それでは、149ページ、歳入の事項別明細書でございます。17款、繰入金の1項、1目の財政調整基金繰入金199万1,000円の減につきましては、今回、追加提案いたします補正予算の財源調整としまして、財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

次に、150ページの歳出でございます。3款、民生費の1項、1目、社会福祉総務費

の経費区分2、国民健康保険事業特別会計繰出金で、歳入と同額の199万1,000円を減額してございます。

これにつきましては、この後、国保会計の補正予算のなかで、詳細の説明があろうかと思しますので、簡単に申し上げたいと思いますが、今回の補正につきましては、大きく2つの要素がございまして、

1つは、国保会計で今回補正をいたします、後期高齢者医療制度の導入に伴う国民健康保険税の激変緩和措置に係る電算システム改修費420万円となっております。それと、既存予算の繰出金に含まれております後期高齢者医療制度の導入に伴う国保保険者電算システムの改修費1,444万円、これを合わせました1,864万円に対する国保会計の国庫補助金が確定したことに伴いまして、その補助残分に対する一般会計からの繰出金が216万2,000円が少なくなるというものが、まず1つ目でございます。

もう1つの要素でございます。北海道に報告しております、国保事業の実績データ等を処理しております国保ラインというパソコンシステムがございまして、この更新費用に対する補助対象外の分の17万1,000円を一般会計から追加繰出しをするというものでございます。この2つの差引額、199万1,000円の減額が今回の補正額ということになってございます。

なお、国保会計で補正します国民健康保険税の激変緩和措置に係る電算システム改修につきましては、一般会計の平成20年度予算でも電算システム改修費として計上してございましたが、このたび、これを国保の事業として前倒し実施すれば、国庫補助の対象になるということになりましたことから、平成19年度予算で対応しようとするものでございます。

今回の予算補正によりまして、平成20年度の一般会計に計上してございました、国保税の激変緩和措置に係る電算システムの改修費用は必要なくなりますので、これについては、6月以降の議会で減額補正の提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、199万1,000円を減額する補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを致します。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） それでは、議案書の151ページをお開き願います。

議案第27号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、提案説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ521万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億732万7,000円とするものであります。

次に、152ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただき、その内容につきましては、153ページ以下の事項別明細書によって説明させていただきます。

一般会計補正予算で提案説明がありましたように、今回の補正は、大きく2つの要素があります。

まず、1つ目は、今年度実施しております後期高齢者医療制度に伴う、国保保険者電算システム改修業務に対する財源調整といたしまして、新たに特別調整交付金が交付されるこ

とと、後期高齢者医療制度に伴う国保税の激変緩和措置に係る電算システム改修に対して、今年度実施した場合に、その財源調整として特別調整交付金が交付されることから、平成20年度一般会計の当初予算に計上しております電算システム改修費を前倒して行おうとするものです。

次に、2つ目として、平成11年度に導入した、国や道などへの各種報告や申請業務に使用している国保ライン基本ソフトのサポートの終了に伴いまして、新しい基本ソフトにシステムを切り替える必要が生じ、この経費についても今年度の特別調整交付金の対象となることから、補正を行うものであります。

はじめに、153ページの歳入について説明させていただきます。

第2款、国庫支出金、第2項、第1目、財政調整交付金の特別調整交付金につきましては、歳出に計上しています制度改正による激変緩和措置の電算システム改修業務420万円と昨年の第2回定例町議会で予算補正いたしました後期高齢者医療制度に伴う、国保保険者電算システム改修業務1,444万円から後期高齢者医療制度創設準備補助金250万円を差し引いた額1,194万円を合計した1,614万円に対して636万2,000円が交付されるものです。

また、同じく歳出に計上しています国保ラインOS切替導入業務101万1,000円に対しても84万円が交付され、特別調整交付金総額で720万2,000円を追加計上するものであります。

次に、第7款、繰入金の第1目、一般会計繰入金につきましては、システム改修経費などから補助額等を差し引いた不足額を一般会計から繰入しておりますが、今回の補正予算として計上した、それぞれのシステム改修経費等への財源調整としての特別調整交付金が交付されることにより、199万1,000円を減額するものであります。

次に、154ページをお開き願います。歳出について説明させていただきます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費の委託料につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴う国保税の激変緩和措置に係る国保保険者電算システム改修業務として、420万円を追加計上するものであります。

また、国や道などへの各種報告や申請業務に使用しています、国保ライン基本ソフトの更新に伴う、国保ラインOS切替導入業務として101万1,000円を計上するものであります。

以上、平成19年度国民健康保険事業特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明が終わっております、一括議題の議案第26号、議案第27号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条の但し書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑を許します。

最初に、議案第26号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第26号の質疑を終了いたします。

次に、議案第27号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第 27 号の質疑を終了いたします。
以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論ございますか。

5 番、工藤弘喜君。

5 番（工藤弘喜君） 反対討論いたします。これも先ほどから述べていますように、い
ずれにしても後期高齢者医療制度に係わるものということでありまして、この議会の初日
にありました補正予算の時にも述べていますけれども、やはり先ほどと同様、こういう制
度導入にあたっては反対をするという立場からいって、補正に対しても反対せざるを得な
いという立場であります。以上で討論終わります。

議長（橋本憲治君） 議案番号を教えてください。

5 番（工藤弘喜君） 議案第 26 号、議案第 27 号です。

議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

10 番、小林一甫君。

10 番（小林一甫君） 小林です。賛成討論をさせていただく訳でありますけれども、
工藤議員のおっしゃることは、もっともだと私も思います。しかしながら、制度が 4 月 1
日から始まる以上は、やはり前向きな考え方で取り組んでいかなければならないというよ
うなことを考えているわけでありましてけれども、前段で先ほども申し上げましたように、
これからの部分はきちんと広域連合の中で対応を考えて、我々はその監視役としての役目
を進めていかなければならないんじゃないかなと、というようなことに終始するわけであり
ます。そういう観点から、賛成討論とさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 反対討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 反対討論なしと認めます。

賛成討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

まず、討論のあった案件から採決をいたします。

最初に、議案第 26 号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

議案第 28 号、議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号

議長（橋本憲治君） 次に、議案第 28 号 職員の給与の特例に関する条例の制定につ
いて、議案第 29 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議
案第 30 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部

を改正する条例の制定について、議案第31号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、の4件の議案について、各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号まで順次説明を願います。

総務課長。

総務課長（佐藤明美君） それでは、追加しました議案の155ページをお開き願いたいと思います。

議案第28号 職員の給与の特例に関する条例の制定について。

職員の給与の特例に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下につきましては、別紙となっておりますので、次の156ページをお開き願いたいと思います。

この特例に関する条例は、職員の給与を平成20年4月から3年間給料を4%減額するということが、大きな条例の中身でございます。

まず、条文につきましてですけど、カッコの見出し「職員の給与の特例」という部分の第1条第1項につきましては、前段から中段にかけては給与の支給額のことを記載しております。中段の部分です、別表第1とは給与費ということございまして、附則第7項から第9項の部分につきまして、これはこれも含めまして給与の支給額ということを記述しているものでございます。そして、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの期間、これを特例期間と書いてございますけれども、特例期間につきましては、第1項の下段4行部分でございますけれども、給料の支給額に対して100分の4を減額するという文章で表現しているものでございます。

続いて、第2項につきましては、この特例期間中に退職する職員、均衡上退職日の給料については減額する前の額を適用するということを書いてございます。

次に、第2条になりますけれども、2条につきましては、手当の額等の算出基礎ということですが、第1号の地方自治法第204条第2項という部分ですけども、この規定する中身につきましては、全部で29項目あるんですけども本町に関係ない部分がございますので、本町に該当する部分でいきますと、時間外勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当があります。これら手当の算出基礎となる給料月額、先ほどご説明いたしました給料支給額から4%を減じた額を基準とするということございまして、また、第2号の1時間当たりの給料単価の算出につきましても、前段でご説明いたしました減額後の額を基準として記述してございます。

続いて、附則でございますけれども、第1条につきましては、施行日ですけども、この条例は平成20年4月1日から施行し、同じく第2条でこの条例の失効日を平成23年3月31日とするものでございます。

以上、議案第28号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 続けて議案第29号をご説明したいと思います。157ページになります。

議案第29号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、でござ

います。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正しようとするものがございます。

記以下につきましては、4行目の内容につきまして説明したいと思います。

この第9条の2、第2項、第2号につきましては、自分で所有する自宅を有する職員、いわゆる一般的に持ち家といわれているものがございますけれども、住宅手当を現行の13,000円から10,000円に引き下げるといような中身でございます。

続きまして、附則でございますけれど、この条例は平成20年4月1日から施行するものがございます。

以上、議案第29号の提案理由の説明をいたしましたけれども、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） それでは、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を行います。

それでは、追加提案されました、議案書158ページお聞きください。

議員提案であります議案第30号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を説明をさせていただきます。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年条例第12号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

本議案の提出者は、所管であります総務文教常任委員会の所属の委員5名がなっております。

本議案の提案理由につきましては、3月5日に開催されました訓子府町特別職報酬等審議会の答申により、町議会議員の報酬について、3月12日に議会運営委員会、3月13日、14日、17日に全員協議会を開催し協議した結果、現行議員報酬額から減額するものとして決定した次第であります。

それでは、記以下について、説明いたします。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年条例第12号）の一部を次のように改正する。

平成17年の報酬減額の条例改正において、施行日の附則を設けておりますが、この附則を附則第1項とし、同項の次に新たに1項を加えるものであります。

第2項、平成20年4月1日から平成23年4月30日までは、第1条の規定中「議長 月額279,000円」を「議長 月額270,000円」に、「副議長 月額219,000円」を「副議長 月額212,000円」に、「委員長 月額201,000円」を「委員長 月額194,000円」に、「議員 月額185,000円」を「議員 月額180,000円」に読み替えるものとし、議員の任期中については現行議員報酬額を減額するものであります。

附則でございますが、この条例は平成20年4月1日から施行するものがございます。

以上、議案第30号について提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。以上であります。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 議案第31号で、159ページをお開き願いたいと思います。

議案第31号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、でございます。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第12号）の一部を改正しようとするものでございます。

記以下についてご説明したいと思います。

この平成19年条例第12号による一部改正の条例の附則に、次の2つの項目を加えるものです。

第3項では、当分の間、副町長の給料は610,000円を10%減じて支給するということと、これに付随する期末手当の基礎額についても減じた給料で行うということを目録したものでございます。

第4項については、当分の間、教育長の給料につきましても、545,000円を10%減じるものでございます。期末手当についても副町長と同様の取扱いとするというものでございます。

なお、この改正においては、先に行われました特別職報酬等審議会からの答申に基づいて改正するもので、先ほど議員の報酬のほうでもお話がありましたけれども、その答申に基づいて行ったものでございます。町長の給料につきましても副町長及び教育長と同様の取扱いをするところですが、町長につきましても、現在の給料支給額が答申のあった額を下回ることにより、町長の選挙公約による230,000円の減額を尊重するものとしたものです。

附則でございます。この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第31号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 以上で、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号までの各案に対する提案理由の説明が終わりました。

ここで、10時55分まで休憩したいと思います。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

これより、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第28号の質疑を行います。1人3回まで質疑行えます。ご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。議案第28号の件について、町長の基本姿勢の

中に、私は職員の給与を下げろということは言っております。しかし、議員の方も知っているとおりに、私はここに説明員として出られている者たちの給与、高すぎるんでないかということで、700万円を越える者の線を言っていました。それで、その件について金額なんかは町長に言ったことはありません。職員の給与を下げろということはどうかということ、そうしたら町長は職員の給与を下げたら、給与というものを下げて、それを財源に行政が動くものではないというのが私の意見です。基本です。というふうに、私は言われてたと思います。これについて、ちょっと今度給与を下げろということ等を言われてることがちょっと違うんでないかと思うのですが、お答えいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は、町長の給与を私は町長の給料を大幅に下げたことが、当然のごとく職員も下げるのが当たり前だとか、そういうことではない。それは、政治家である私自身の基本的な姿勢であって、そのこととその時代時代で人事院が勧告し、それに基づいた給料表、そしてそれによって審議いただいた立法院でございまして議会在議院が審議し決定した給料を町長といえども、当たり前の如く、一方的に削減するということにはあってはならないという考え方でございまして。その意味からして、今の財政状況が厳しい、でそれをもって、職員の給与を下げるのは当然だという理由にはならない。もしそれが当然だとするならば、今提案した100分の4という数字の妥当性が疑われるからであります。しかし、私はこの議会でも冒頭から2極化のお話をさせていただきました。町民の福祉と教育等を守っていくということと、財政の健全化に向けて、不屈の決意で臨まなければならないという、2極のものを同時にしていかなければならないというときに、少なくとも今議会でもご承認いただきましたように、町民の皆様にも一定の苦渋といいますが、ご苦勞をおかけするときに、はたして人件費のみが手つかずということで良いのかどうかということ、私自身は思っているものでございまして。ですから目標を2億円、基金繰り入れの金額をゼロベースに持っていきたい。そしてしかもそれは、私の任期中に3年間の中でやりたい。委員会の議論の結果、私に対してスピードアップの話がされました。確かに、ご指摘のとおり平成20年の予算案は、ある種の意味では、スピードはスローなのもかもしれません。しかし私はまず、戦後5人目の町長として、職員の給料に手をつけるというのは、私自身が最初であります。その点で言いますと、まずは町民の皆さんに、ご苦勞をかける前に自治体職員たる職員が自ら、その苦勞の先頭に立たなければならない。その決意の程を、私は職員と時間をかけて、選挙でもマニフェストでもお話しているように、時間をかけてお話をさせていただくということを公約としております。5月1日から町長になって、およそ11カ月、組合に正式に提案したのは今年の11月のことではございました。3カ月間をかけて、私共の職員は本当に真剣に町の財政状況や町の将来について議論をし、そして今回の100分の4という提案を、組合も私も受けましたし、今回の提案はそういう状況のなかで提案させていただくものでございまして。川村議員のご指摘の部分はよくわかります。共に行政もそして議会も住民も一体になっていく、一番苦しい人件費そのものに提案させていただいたことを、ご理解賜りますようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君。

9番（川村 進君） 趣旨というのと、実際に行われるということは、あくまでも一緒

でなければいけないと思います。僕は、ですから、町長がどういう説明をされても、私はどうも納得しません。なぜなら、2億円をということで、今回反対討論できなくて、もう腹が立ってしょうがないんだけど、職員の給料下げる、その時に、他に無理無駄であろうかと思われるであろうものが、予算の中にでてくるというのは、当然避けて通ってもらわなきゃいけないと思います。ですから、町長が言われる、職員の給与に手をつけたくないんだけど、これはやると、であれば、わがままを通すためには町長が自らお金を稼ぎ出していただかなければいけないと思います。はっきり言いまして、今回の予算案は評価できるもの、私は3つ程あったと感じ取ります。しかし、町長は去年の5月1日付けの広報で補助金というものを見直します。そして、いろいろなことに手をつけて財源の確保をすると広報に確か出てました。これは5月1日付けですから、町長が直接言ったことではなかったかもしれませんが、そのとき、どこの補助金にどう手をつけられたかということも、今回見えてません。しかし、基本的に言うておられる、町職員及びそれに関係する者の給料を下げ、それを財源に行政は事業を行うものではないという基本の姿勢とは全然裏腹ではないかと思います。ですから、これは当然反対しますし、反対だと思います。これはどうでしょう、裏腹ではないと思われませんか。どうですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員の質問の趣旨がよく分かりません。私は少なくとも順序を立てて、財政分析を平成19年度に行い、そして平成20年度から財政のある意味では再生計画、戦力プランを住民に提案し、議論し、そして具体的にやっていくというのが、私の公約でございますから、その点で言うと、まず第一歩は、平成19年度財政の状況を赤裸々に、皆さんと共に実施してきましたし、そして平成20年度からは、その計画を具体的に、補助金や、さまざまな質問いただきました、聖域はあるのか、聖域はもちろん福祉や教育は大事にしてきますけども、基本的には人件費といえども、手をつけるということも含めて答弁をさせていただきました。その点でいきますと、今の率が適切かどうかということについては、お考え方がいろいろあるかと思いますが、私は基本姿勢で言っていることとこれからやろうとすることとは、何の不一致もないというふうに私自身はそういう自覚を持って、事業を進めていこうとしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村進です。去年の5月の道新にその他の報道機関に町長は、訓子府町がこれほど財政がひっ迫しているとは思わない、思わなかった。よって、私は障がい者の移動に関しても、車の改造にのみ私の意見を入れてやりますとやりましたということで、もうこのときに財政がひっ迫しているという話は近隣町村及び道に対しても、発信していると思います。そのとき町長がそれまで言うておいて、スピードがなくという言われてます。そのときやらなきゃならんものは、財政がひっ迫しているのであれば、カンフル、心臓マッサージ、いろいろなこと、とにかくスピードをもって人口を増やす、いろいろやって下さいということも言ってます。ところが、それら何もしないで、財政分析、財政分析、これは、私は何人かの町民とお話したのですが、「絵に描いたぼたもちに色付けを急ぐものであろうか。」と言う方までいますし、私も一部そういうような感覚でいます。ですから、当然やるべきことは他にあると、財政分析が良い悪いかは分かりませんが、今町長がお勧めになろうとしている福祉と言うのは、これはある方たちが分析し

ていた中では、わがままっこ、ただっこを抱えているんだと、行政というのは親であると、そうするとき、わがまま、ただっこをどう指導し、どう育てるかというのが行政。そして、それらを育てるためには行政の長である者は、金を稼ぎ出さんきゃならんというのが基本姿勢で、今後の行政というものはどういう、そういう意見を言われる方が居まして、「ああなるほど、そういうのは正しいなあ」と思っています。ですから、当然町長が行政の長として進められる福祉・教育というものが、絶対に手を抜けないものであれば、それに使う金は自ら稼ぎ出すということです。ですから、自ら稼ぎ出すときに職員の給料を下げるとか、そういうものではないと言っているが、職員に手を付けるというのが、僕は意味が分からないのです。で、町長が私が言っていることの意味が分からないと言う以前に、私は、町長の言ってる、その意味がわかりません。どうか分かりやすく説明いただけますか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 福祉に対する認識は、どうも川村議員と私とは全く違うようでございます。これは、地方自治法や最高法規である憲法を、議員はどのように理解しているかという見識の違いというふうに私は理解に立場に立ちます。これは、時間のかかることでございますし、改めてご必要であれば議論は全然私は構いませんので、今後町政に議会においても、また議員協議会においても、福祉に対する考え方については、今後も残された期間中、精一杯町長と議員として、論争を拒むものではございません。この部分については、私は、今回それ以上のことは申し上げることができませんけれども、町長は福祉に本当に必要だったら職員の給料を下げるよりも、金を稼いで来いと、これは確かに一面では正論であります。例えば、歳入を増やすためにはどうするかということでもあります。しかし、私たちは改めて財政をみんなできっちり見た段階で、何がこの収入を厳しいものに行っているかということは皆さんもうお分かりだと思います。一つは地方交付税であり、行政全体の財政規模が縮小されて、収入の半分を占めるであろう、交付税が私たちが減額するという努力以上に、非常に極めて多額の金額が億単位でこの数年おきてきているという状況を考えますと、それだけを稼ぐものをじゃあどうするんだと、例えば、公共事業や補助事業がございます。これはいつも申しあげており、時間がかかってもやらなければいけない。しかし、100%補助というのは基本的にはないのであります。国や北海道が100%補助する事業を何とかというの、私も望むところでありますし、今後も努力してしますけれども、しかし、たとえ5%であれ、20%であれ、実際の負担というのは必ず求められます。

公共事業の内容も質も、これから淘汰していかなければならないということもございます。さらには、企業誘致であります。これはご存知のとおり、日本の今の企業の多くは東南アジア等の諸国にどんどん出ていっております。大企業はもちろんでございますけれども、中小零細も含めてでございます。ご存知のとおり、北見市やこの近隣で税収につながる例えば大きな企業はなかなか誘致してもこないというのが状況でございますから、速戦につながるような収入には果たしてこの政策はなりえるかどうかと、そうすると、各種提案する議論を通じて、あるいは提案するものの中から、将来を見据えて収入につながっていく、福祉もさることながら、まちおこしの各種のいろんな技能があるじゃないですか、徳島の上勝の葉っぱの産業や、長野や宮崎のさまざまな農産品の加工のこと。あるいはま

た、今回提案させていただいています、想いやり寄付金のような提案の仕方、私はこれらは町民も含めて議員も含めて、知恵を出し合って、平成20年度はスタートするときだという提案を今回させていただいて、議決をいただいたところでございます。どうかその点では、まだまだ議論が不十分ではあると思いますけれども、今後ともお力添えとご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。今の28号についての質疑ということですがけれども。やはり1つは、本来であれば職員の給与に手を付けるというかカットするなんていう、いやしくもそういう形で、町の財政、財源含めて考えなければいけない、そういう事態そのものが問われるなかにあると思います。その中であって先ほど町長から、川村議員の答弁に対しても触れられておりましたけれども、やはりこの問題というのは、非常に時限の高い部分でとらえなければいけないものもあるのかなというふうに、私自身は感じてます。ひとつはやはり、自治体職員のあり方、本来のあるべき姿がどうなのかという問題と同時にもう一つ自治体に属しています私たち町民あるいは住民と言っているのでしょうか、そういった方々の福祉だとか教育も含めて、地方自治にうたわれているもの、それから憲法に保障されているものをそれをどうやって成し遂げていくかということから関連して考えますと、非常に大きな意味を持つ、いわゆる時限の高いと言いますが、そういう中身になっているのかなと思います。そういう観点から考えまして、今回の職員の給料の問題というのは、やはり私自身は本当に残念であるけれども、職員の方々に協力をさせていただきたいというふうに思います。そしてもう一つは、やはり職員の方々の何と云っても、理解、協力、これをどうやって、これから3年間とりつけて、新たなまちづくりと言いますが、本当にこの厳しい財政状況の中での、まちづくりの本当に大事な担い手、いわゆる行政のプロとしてやっていただける、職員の方たちの理解、協力をとりつけていくのかというそういう部分のお考えを、まずお聞きしたいというふうに思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） いつの時代も、労主は対等の原則であります。しかし実態としては、非常に不安定な臨時職員やいろんな人達の立場の方も、実際の中には居られますから、なかなか難しい問題が、私自身は抱えていると思っております。これからも現在までも、そうでしたけれども、職員と懇切丁寧に話をし、理解を得るように求めていきますし、一緒になってまちづくりは職員の頑張り抜きにしては、良いまちづくりはできないと感じているものでございますので、この点をご理解をいただきたいと思っております。しかし一方で、私自身が職員に気を使って住民に背を向けるようなことも一方ではしてあってはならないということでもあります。ここが大変難しいところでもあります。網走管内の平均的な給与の削減率でいうと、およそ4から5とかっていう数字が出てきております。先般、十勝の池田町の町長とも話す機会がございました。十勝はもっと厳しい状況でございます。私は、本当に辛いことではございますけれども、これから行おうとする行政改革やさまざまなことに対して、今のままで町民が本当に理解してくれるとは確信が持てません。そこを含めて、私は隠さず職員にお話をしてきましたし、これからも苦労を共にしていきよいまちづくり、本当に住んでいてよかったと思えるような、この町を職員と共に住民のさんとともにつく

っていきたいと考えておりますところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 2番、西山です。1つだけ町長にお伺いします。11月からこの決定の3月までに、組合との色々な話し合いがなされたとのことですが、その中に、先ほど川村議員がおっしゃったような、一般職員とその管理職の方との、これは全部4パーセント削減ということですが、そこに線を入れるかどうかという議論がなされたのかどうかお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 今、ご質問にありました、一般職と管理職の給料の差ということでございますけれども、ご存じのとおり、うちの職員全体が給料表1本でやっております。並んでございますので、そういう部分で行くと管理職と一般職と年齢差、職差、川村議員のおっしゃる部分でいけば、扶養を抱えている、抱えていないというバラツキがかなり職員でもありますから、そういう部分で、ある特定の部分が給与を大きく下げ、そうでない部分を小さく下げるとかっていうことについては、給与の逆転現象が出てくる可能性がありますので、個人個人で仕分けするわけにはいきませんので、そういう面でいけば1本の給与のなかで、全体で4%という形にしております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 8番、山本です。今、町長の説明の中でありました、昨年から職員との話をしたということなんですが、何回か一般質問だとか予算の中で、私、職員というのは生活給だよと、町長は選挙公約だということで、当然分離して考えなければならぬということも含めてです。再三、質問した経過があります。そういうことから考えると、確かに今の情勢下の中では、そういう考えを持って、一緒になって取り組んでいかなければならないということは、十分分かる訳ですけれども、その一方で、例えば時代の好転はあり得ないと思いますけれども、これは任期中といたしますか、この後3年間ということだと思いますけれども、この時期において例えば、町長が継続して続くと、時代の流れも若干好転してきたということになったときに考えられることなのか、それともさらにそういう突っ込んだ、また対策をしないとならないという考えを持っているのか、その点しっかりと考えを伺っておきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） まず、1点目ですけれども、私は職員の給料を下げるということは公約にはしておりませんので、ここはご理解をいただきたいと思います。私の給料を下げると言っておりますけれど。

それから2点目です。別表で附則で実は今回提案をしています。本表を下げるということとはしていません。すなわち、私の給与も副町長を置かないということも、附則の扱いでありますから、緊急事態ということでご理解をいただきたいと思います。正常ではないということは職員とも約束してましますけれども、私は、私の任期中に今回の比率を下げると、本来であれば、戻すのが当たり前です。もしそれが、経済状況が好転しない、そしてしかももっと厳しい状況がいろいろ起きてきた、何が起きるかはちょっと分かりませんが、

そういったときに、また下げるのかとかまた上げると色々な話が出てきます。現実に例えば愛別町は給与を戻すという提案をしましたところ、議会は否決いたしました。しかし、私は基本的な姿勢としては現段階では今回の3年間ということで、ご理解をいただきたいと。

以上であります。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 議案第28号、これに反対いたします。反対の理由は、やはり今これからどれほど金がかかるか分からない職員の子供たちそういうことを考え、やはり下げるのであればもう1回出し直す。今この席におられる皆さん、おそらく700万円を超えている職員、それは、よく農家の方とも、色々お話します。「1年間がんばって、使うところ本年は100万円、200万円あるかなあ」というお話。ところが、職員が、子育て終わって色々した時には、おそらく金が有り余って困るだろうと思われれます。ですから、子育て最中の者、そういう者を抜いて再提案をいただけるものであれば、私はあえて反対しません。しかしこの内容で、一律の4%というものは納得いきませんので、反対いたします。

議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 今まで質問等の中でのやりとりを聞いていましたし、さまざまな町民の意向を身にしております。そういう中で、私共議員どうしの議論の中でも状況が非常に厳しいということは、統一認識にあるというふうに思っております。確かに私も先ほど工藤議員がおっしゃいましたように、給与の本来の意味合いからすると非常にこういう実態を招くことに問題があるというふうに考えております。決して高いとも思っておりません。しかしながら、一般の町民からすると様々な疑問を投げかけられるのも事実であります。これは、その経緯等々も含めていろんな条件がございますから、単純に数字を見て比べるものでないというふうに私も思いますし、職員についてこの給与に対しては、様々な生活設計も含めたものである、私共農業者もそうでありますけれども、将来に向かってさまざまな計画を立て、日々の努力を重ねていくというのが現実であります。そういう意味からして、その目標・計画を変更せざるを得ない状況にもっていくこと自体は、非常に心苦しいものがございます。しかし、この経緯の説明の中でもありましたけれども、町長を含めて執行していく側と職員の組合側が時間をかけて協議をし、今の町の財政並びに、先ほど申し上げましたように、町民の様々な意見を受けて、一定の方向が出されたと、そういう意味においては非常に心苦しいところはありますけれども、これは先ほど私が提案説明した、議員の側においても当然同じような痛みを感じつつ、次の展開に向けての最大の努力をするという意味においては、今回の条例提案に対して、ここで給与を減じたことによって、自らの仕事の内容を削減すると、低下させるという意味でなくして、さらにこの内容に対して、次に上げると、そういう声が皆さんに届くような努力をしていただくと

いうことに期待をして、この条例に対しては私は賛成をいたします。

議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤です。基本的には上原君の賛成意見と趣旨は同じでありますけれども、この公務員の給料と言うのは、この間新聞にも出ましたけれども、非常に近隣町村との比較ということで町民は判断をしたいと思います。当然交渉の中では色々と論議されておそらく、99という数字も一般質問の答弁の中で内容も理解できますけれども、いずれにしても、この町の状況からしますと、今度は95%になるという数字では私は理解しておりますので、そういった意味では職員の皆さんもそういう話があるかどうかは分かりませんが、住民の中に入って胸を張って仕事できるとこういう数字だと思いますので、私は賛成いたします。

議長（橋本憲治君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第28号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号の質疑を行います。

1人3回まで質疑行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第29号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号の質疑を行います。議案書158ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

質疑に関しては、総務文教常任委員長に対してであります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第30号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号の質疑を行います。

1人3回まで質疑行えます。ご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番(佐藤静基君) 7番、佐藤です。いろいろと前段でもありましたけれども、給料とか報酬の決定には非常に私たちも難しい問題でありまして、それぞれの思いがありますから、今回のこの議案31号の件につきましても少し町長の考え方を伺いたいと思います。

まず、審議会の答申を私たちはもらっておりますけれども、この中身の中でこの5人のメンバーが、一つにはどれだけの期間をかけて審議されたのか、これは町長の範囲ではないのかもしれませんが、この辺について伺いたいと思います。この答申を受けて町長はどのような視点から10%という数字を示されたのか、その思いも伺いたいと思います。と言いますのは、答申の中の基本的な考え方として、各管内の町村の改正状況ということがございます。現在ご承知のように、管内では訓子府町だけが副町長という席を廃止しております。これも、今の前段の協議の中で当分の間ということですから、そういう内容になっています。そうなりますと、私の見る範囲では実質町長一人でやっている訳ですから、本当に外交から職員のことから6,000町民のことまで、おそらく命がけて努力されているぎりぎりの状況であると思います。当然一方では、教育長としての職務も以前よりは多様であり、拡大されているというふうに私は認識しております。そこで、この10%という数字についてでありますけれども、先ほど言いましたように町民の思いは、色々であろうかと思えます。私もこういう数字というのは、あんまり多く携わったことはないのですが、通常2桁台の削減というのは余程の事情のない限り、私の考えでは職員の数字に近い、あるいはそれに準ずるとというのが通常の考え方のような気が致します。時々、町長は町の将来を考えて、私たちにそういう認識でいるということを使うんでしょうけれども、矢祭町の例を出したり色々しますけれども、それはその町の特徴の事情があってでありまして、矢祭町についても非常に町長の経歴も長い、それから町の状況も一転して好転している中ですから、それは必ずしもこの町としてどうかというふうに思いながら私は聞いておりますけれども、少なくとも今度10%カットとなりますと、当然16町村の中では40万台というのは初めてであります。もしかすると、よく色々な考え方がありまして、職員の給与が高いのは町民との中に一つの壁ができてなかなか近寄りたいたい、あんたばかりいいところにいるという意味であります。これは一つの壁かもしれませんが、逆に上に立つ人間が、例えば、私の言っているのは職員と教育長の立場を考えたときに、自分の給与よりもすれすれのところで、もしここで逆転するようなこと、あるいは10%の範囲で調整すると、そこまで下げて果たして職員が壁というより大きな岩みたいなものになって、我々より給料が安くて、本当にいろいろなこと頼まれたり、相談できるんだらう

かと、これは町長の50万円のことも、ある面ではそういうことがあって、非常に職務やっている姿を見るとお話がしづらい。どんとしてくれれば、思い切りのことがやれるんですが、こういう面というのは私はちょっと極端なことは、そういうことになりはせんのかなと、これが私はちょっと乱暴すぎるんじゃないかという考え方で、反対というより、ぜひ修正すべきでないかと、というような考え方でございます。この辺について伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） まず、後段というか中段と申しますか、給料の10%の関係の部分と答申を受けたときの状況という部分だけで、うちのほうでは先に話させていただきましたけれども、まず報酬審議会につきましてはご承知のように、3月5日の午前中からやりまして、実際に答申を受けたのが次の日ということになります。それで、その状況でございますけれども、あくまでも報酬審議委員さんの委員の中での話し合いとなっていて、示された数字でありますけれども、管内の状況というのは、当然状況をお話した中での議論が進められた訳ですけれども、管内の状況を先ほどもお話ししたけれども、実は本則の改正でないところが多い部分でありまして、実際にはどうなっているという数字が表面的には出ていない部分が多少ございますけれども、今現実的に特別職の部分で行きますと、各管内の各町村の中で結構10%とか20%、首長の率というのはちょっと参考になるかどうか分かりません。選挙のことがございますので。それ以下では、10%とか8%とかそういうのは確かにございます。確かに今おっしゃいました副町長と教育長の部分につきましては、給与管内で一番最下位になるというのは確かでございます。いずれにしても他のところの町村についても率については、元々高いという町村もありますので、そういう部分でいくと実質的にはそういうような10%とかっていうのは、3%とか1%とかというのはあまり見られないようでございます。それとですね、今後におきましても町村では訓子府がやったことによってきっかけとして他の町村もあるかどうかは分かりませんが、実は去年の11月で給与改定、人事院勧告でやったと思うんですけれども、その中で他の町村でも特別職の部分については、給与改定を人事院勧告の採用しないというところがございます。それに加えて更に特別職の給与改定というのは見られる話も聞いておりますし、今後していかなければならないという話。いずれにしましても、20年度に入るかもしれないけれども、そういうような情報としてはございます。ただそれについては率をどうなるかというのは、まだ分かりませんが、一応訓子府でやった部分については一応参考にされるかどうかは分かりません。今の状況でいけばですね、単純にいけば、美幌町でいけば8%、副町長8%、教育長8%ということがされるということを聞いております。これ8%と申しますと額は暗算できませんけれども、美幌町の場合、給料と報酬が高いものですから、額的にはうちと同じように並ぶんでないかと。後、佐呂間町についても下がるという話は聞いてございます。本則の部分で確定している部分では、訓子府も今そうですけれども、この位しか聞いておりませんが、あと附則の方で引き続き下げるという話が未確認ではございますけれども、4、5町村の話は聞いてございます。あと細かい率等、管内の状況等については、こんなところですので。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 一般質問だったかどうかちょっと今記憶がございませんけれども、

私が50万円以下にすることによって、特別職の給料も下げるか否かというようなご質問もあったような記憶がございます。私は私の給料を下げる。50万円にするというのは、これは私自身の公約でありますし、ある意味では、これから起こるであろう様々な課題・困難を解決するために、町長自ら不退転の決意で前に進むためにも、その覚悟の程を町民の前に明らかにしておくという政策的なことでございますから、そのことをもって教育長の給与を町長以下にするとか、下げるだなんて議論はなりませんと、これは、前小野茂教育長の時にもそのように申しおりましたし、今も考え方は変わるものではございません。そういう状況のなかで私は今回の答申は大変重いものでございます。本来、町長の特別職の給与等については、この審査会にかけなければならないということでございますから、これは何日間か何ヶ月間かかって議論したかという過去のことは、私は分かりませんが、少なくとも今回の審議会でかなり時間をかけて議論をしていただいたようでありませぬ。いただいたようでありますというのは、私自身がそこに出席する立場でございませぬので、構成メンバーを見ても議会関係者等は一人も入ってございませぬ。金融関係あるいは商工会、農協関係の代表の方たちによって、構成されるメンバーで議論をし、出てきた答申が、特別職、副町長他、教育長は、一般職がこれだけ下げるのであれば、特別職は10%という数は妥当であろうと、しかも、これは前に申しましたように、別表というよりは本表でございませぬので、この期間に限ってということ。そして付帯意見として出ているのは、職員の給料を下回ってはならないという条件付きでございます。総務課長にお聞きしますと、私共は職員と違いまして管理職手当もありませんし、住宅手当も、町長・教育長は一切ないと言った方が、関連してきましたけれども扶養手当もありません。ですから、まともな数字の分けです。しかし、一番高い職員の給料の、それらの手当ても含めて、今回100分の4を減額することと、教育長職は10%落としても、一般職の給与が特別職の給与を上回るものではないという返答をいただきましたので、私の50万円は別ですのでご理解をいただきたいんですけども、この訓子府町特別報酬審査審議会の答申を真摯に受け止めて、そのまま提案をさせていただいているという状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 先ほどのご質問の中にちょっと触れたかもしれませんが、ちょっと失言している部分がございますので、若干、今町長のお話の中でもありましたけれども、説明させていただきますけれども、一般職と特別職との給与の逆転現象という話の部分でございますけれども、ちなみに教育長の部分、それと職員で一番給与の高い方っていいですかね、給与になりますので、給料と違いますので、要するに給料とは月々貰っている基本給と違っていただければいいんですけども、あと給与となると手当で、町長が言いましたように、職員は例えば管理職手当ですとか扶養手当ですとか住宅手当など、色々つきますので、その部分で行くと高い方がまだ他にもいるんですけども、一般的に給与表の中で一番上にいる方との比較でいけば、今言いましたように、給料の差は少ないですけれども、逆転現象はおきないということになります。ちなみに、減額法でいきますと約825万円弱ぐらい、特別職がですね。そして、一般職でいきますと約790万円位というような差でございます。元々は約900万円ちょっとありましたので、それでいくと80万円位の差があったのですけれども、それだけ率も下がりますのでそのぐらいの差が

でてくるということにはなるろうかと思えます。それが今佐藤議員の最初に言いました、逆転と言いませんけども幅の部分が今の状況の話です。

議長（橋本憲治君） 7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤です。自分の考え方が正しいのか、皆さんが違うところなのか分かりませんが、この報酬というのは、私もかつては、農協の構成が変わった時点で、それに携わったことがございます。一つには今この報酬に窓口としてなっているのは、総務課長だと思います。農協でいえば参事であります。報酬審議会のメンバーというのは、今の状況だとか過去の状況だとか、十分説明をし、メンバーが理解をするということが大前提で、そのことに相当時間を費やすんです。そこで今回の場合、町長が責任者として任命したわけですから、その点については、何も異議はないんですが、特に報酬に関する面では、やはり行政に携わった方の意見というのは、非常に貴重だと思うんですよ、今この5人、都合によって1人欠席のまま、4人でやられたようですが、その辺が総務課長はどのくらい説明したか分かりませんが、十分協議され理解された中で決められたのかなと、というのは先ほど言いましたように特別職の10%には、非常に荒っぽいと。訓子府にはそういう例はおかげさんでないですが、何か不祥事や事故が起きたときに、当然責任者としてその部分負うことになります。議会でもそうなんですけれども、報酬が本当に適当かどうかというのは非常に難しいと思います。特に、私たちの議会というのは、常勤ではありませんから非常に難しいんですけども、特別職にしても非常に基準というのは難しいと思います。そういう中で、どうもやはりちょっと極端過ぎるのかなと、おそらく報道が書くでしょう。何かあったのかと、これは先のことを考え現状を考えると、先ほど上原議員さんが、そういうような意味だと思うんですが、元に戻ることになかなかありませんので、おそらく余程のことがないと元の増額になるような方向にはならないと思いますので、ぜひ一つ慎重な取り組みをお願いしたい。それから、先程言いましたように、そういう職員がいるのかどうか分かりませんが、あまりにも、上に立つものとの差が接近してしまうと、本当に一緒になって親同然に色々なことを言い。そして、甘えられる環境が持てるのかなと、これは答弁するのはちょっと難しいかもしれませんが、私はそう思いますので、やっぱりある程度のバランスがあって視点が同じというのが、私は基本だと思いますので、その辺の考え方はいかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） その考え方につきましては、後で町長の方に話していただきたいと思いますが、まず報酬審議会の部分の、たぶん中身の資料の説明の仕方とかという部分出てくるんでしょうけれども、当然これにあまり細かいものの資料を出してしまうと、誘導ということもできますので、あくまでもうちの方は資料の提供ということだけで担当としては資料を出してございます。当然それには管内の各市町村の特別職の状況、それと計算しやすいように率の部分の状況という部分。それと中でも聞かれておりましたけれども、これは佐藤議員がおっしゃいますように、この委員の中でこれを確定するということは、ものすごく責任の重たいことであるという部分は確かに話しておりました。そして今までの職員のこともそうですけれども、職員の給料という部分でいきますと、あまり話されていないことかもしれませんが、過去においてですね、これに限らず昇給の停止ですとか、給が一杯になった発給の俸給ですとか、特殊手当の見直しから時間外の

振り替えという大きなものもございますけれども、これら等々を含めて結構な率、表には出ておりませんが、給与しか普通でませんので、表にあまり率としては影響力ができませんけれども、かなり大きなものを削減されて、今回こう4%となったと。そういうような状況の経過というのは、当然特別職報酬審議会でも聞かれておりますので、その部分では単純に淡々と説明したというような部分の状況でございます。そして、これの部分については、一番大きな話であったのが、責任者といいますが管理者といいますが、責任する立場という部分特別職の部分、町長ももちろんそうですけれども、民間の企業や何かにおきまして、その部分のこの話は出ておりました。当然職員に付随するものであれば、管理者のところにそれ相応の責任があるというような言い方の部分の話し合いで始まったものですから、その部分については率としては10%というような部分は、何の違和感なく出てきたという部分であります。結果を聞いている限りですよ、そういうのがございましたので、一応内容の中身としては、うちの方では、こういうふうにする、ああいうふうにする、ああだろうということの意見は言いませんので、聞かれた部分に対しての状況、管内の状況等を説明したという部分を教えたという中身をご理解いただきたいと。あくまでもあえてこれ議事録に載りますので、報酬審議会の委員の方の名前を申しませんけれども、町長が言いましたように、金融関係、商工会、農協関係、団体の方という部分で意見された方です。あと、5人いる中で4人が出席されている訳ですけれども、残りの一人の方はたまたま公職がぶつかっておりまして、当日出れませんでしたけれども、その内容は委員の中からも当然十分説明して、理解しているという話が出ておりますので、うちの方では改めて夕方、夜になりましたけれども欠席された委員の方には、その説明をして、理解をしていただいたという話を一応しておきたいと思っております。以上です。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 8番、山本です。今、佐藤議員が言われたように報酬審議会の関係、我々もどっちかという御免だよなというような感じをして受けました。冒頭説明の中で、3月5日に集まって、6日に結論が出たというようなことのように聞き受けたんですが、こういう審議会なるものが何時間かのことで、結論出すようなものなのかなという感じがしたのが1点あります。実は、議会の中でも話をした経緯が何回かあります。細かく話しました。大幅に削減される交付税のことを考えると、議会費を10%落としたほうがいいのか、あるいは議員を2人か3人減らした方がいいのか、それとも大幅にやろうかということで、昨年決めたばかりなんですね、実は、町長も知っているとおりに、そういうことなかで非常に大きな、その後1つ欠員がでましたから5人になりましたけれども、4名は将来を見据えて自立の方向に向けてと大幅に削減をしたと、30何%なんだと思いませんけれども、今の審議会の話をしましたけれども、人数は都合悪いと言え、それまでだと思いませんけれども、過去の状況等々、他の町村のことももちろんありますが、ぜひそこらあたりも議論の叩き台にする、あるいはもっと期間をもたなきゃならん。実は前回の去年から4名削減してあった時には、概ね1年でかけて交付税が下がるということで、議論を4、5回やった経緯があります。今回は議会に入ってからこの問題が出てきた。非常に短期間の中で喧々諤々やらなければならない。それともう一つは、この審議会というのは、町長の特権であると言うのは分からないわけではないんですが、ある程度定期的に早めに

かからないといろんな問題が出てくると、そういうことから考えると、この我々の議員の方の報酬審議会の、まっやれということではないんですけども、やはり去年位の時に、そういう方向付けで集まって、定期的にやらないと、もうどうしようもならん、1年延ばせと言ったんですけども、議論しよう。がしかし、やはりやるとき、職員の理解もちゃんとできたかどうかわかりませんが、そういう方向を考えると、我々も少なくとも多少のことは歩み寄らなきゃならんという判断から急々にこういう結果を出したんですけども、そこらあたり今後においてですね、あんまり町民から、これからいんな問題が出てくるんだと思うんですけども、ぜひそういうことのないように、議員の中もトラブルが起きないように、議員ももちろん自らやっているんですから、やりますし、ぜひそのことを今後において考えてもらいたい。それから、先ほど佐藤議員も言われて、私も町民からそういうことがあるというようなことを聞きつけたんだらうと思いますけれども、やはり、教育長のことを言うと、後々何かあったら困るなあと思ってちょっと黙っていたんですけども、町民の方も「何かあったの」と、「何の話だ」と言うと、「教育長随分落ちるらしいけど、何あったの」と言うから、普通やっぱり10%となると、何か悪いことしたか、いやいや、やるとは思っていませんよ。何かないとならないですよ。やっぱり審議会の方は、町長の公約である給与が低いために、そういう判断を多少はしたんだらうと思いますけれども、ここのあたりもやっぱりですね、佐藤議員と打ち合せも何もしていませんけども、職員の上はやむを得ないのかなっていう気はするんですけども、本当に荒っぽいなという感じがしています。今後において、このことが、尾が引いて行かないように、いけばいいなと心配もしていますが、その点について、もし何か町長のほうであれば、お伺いしたい。

議長（橋本憲治君） 待ってください。答弁は、昼食の後に聞きたいと思いますので、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時から行いますので、ご参集願います。

休憩 午後12時04分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続きまして、議案第31号の質疑を継続いたします。

山本議員の質疑の答弁からスタートをお願いをしたいと。

総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 午前中の山本議員のご質問の中で、細部にわたる部分でいくと3つ大きくあったのかなと思いますけども、その3つの中で2つ確認をさせていただきたいんですけども、確認という意味で説明したいんですけども、再三、先ほどからでおります、教育長が何かしたかとか、悪いことしたかという部分でございますけれども、これにつきましては、報道関係も議事録にも載ることもございますので、そのような事実はないということを申し上げておきたいと思っております。

2つ目ですけども、町長の給与より下げるための10%というようなこと、うんぬんのお話ございましたけれども、これは、審議会のお話の中でも説明あったかと思うんです

けれども、この中で10%というのは、町長の給与が選挙公約で50万円になっているということの部分で、それを目標として10%下げたら、それを下回るという意味合いで考えたのではないということ、報酬審議会の中でも確認されておりますので、そのことを、ご承知おき願いたいということを含めさせていただきたいと思います。

最後のもう1つですけれども、審議会をもっと早くからとか、時間をかけて行くべきではないか、論議すべきでないかという点でございますけれども、これは前回、議員報酬のほうに係わる特別職もそうですけれども、平成18年に1回審議会を開いたと思うんでありますけれども、この時にも、たまたま大きな給与の構造改革といいますか、そういう部分がございますので、それをきっかけとして審議会を開催されたという事実がございます。そういう面で行きますと、その時にも、そんなに時間的には早くから論議をして、何年もかけてとか何ヵ月もかけてというような論議ではなかったと思いますけれども、今までの報酬審議会の中でやる時は、何らかのきっかけがあって特別職の報酬審議会が開かれるという部分が多かったように思っておりますし、今回につきましても、職員の給与の削減にあたって、組合の理解が得られたのが、たまたま遅くなって3月3日ということがございました。そのせいで全体的に遅れたというのがございますけれども、それに起因しまして、職員の給与の削減があったことによって、報酬審議会というのは急ぎょ開くことになったんですけれども、そのままにしておいても構わないと言えば構わないんですけれども、他の質問等に出ておりましたけれども、職員の給与が下がることによって、特別職の報酬の審議会に、かける、かけないということが、果たして時間がないといえども、住民の理解が得られるかという部分がありまして、特別審議会にかけたというのが、実態でございますし、そういう部分でいくと、議員の報酬についても下がっていくということが、なったことに対しては時間がない中で議会の開会中に論議されたと思うんですけれども、そのことに対してはお詫び申し上げたいと思いますけれども、そういうような事情があったということで、今回たまたま遅れたと。いずれにしましても、報酬審議会是一般的に何らかのきっかけがあってされる時が多かったと。例えば、時間をあけて報酬審議会を開くとすれば、今というか前からやっています行政改革ですとか、それから健全化プランですとか、そういう時に、そういう項目が上がれば多少の時間を掛けて、論議していくということもございますし。けれども一般的には人事院勧告ですとか、何らかの給与削減とか、そういうようなきっかけの中で話し合われてくという部分でいけば、長期間にわたってまた時間をかけて、報酬委員会が開かれて決めていくってということが、今までも少なかつたし、今後もそういう面では少ないのかなと思いますけれども、とにかく今回につきましては、そんな結果もありまして職員の削減に付随して、時間がなかったということでご理解願いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。議案第31号、159ページ。町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与に関する条例を変えようとするということ、10%の給料を下げようというのですが、私、先輩や色々聞きまして、そうしたときに本来は三役の給与は同じであってもいいというものであると伺っています。ところが、町長のみ選挙で戦うと、そうすると、日本の場合の選挙は、首長選というものは物凄く金がかかるものであると、今までの歴史、それで町長の給与が高いという判断をされたという一面があるとい

うことも聞いてます。それから、先ほど人事院勧告ということの説明の中に出てくるんですが、人事院勧告というのは本来は公務員のスト権を凍結すると、その代わりに人事院が経済闘争における場合の給与に関しては勧告をしてという意味合いのものであって、スト権に関するものであって、これ人事院勧告によって教育長の給与であるとか、町長の給与が動くものでもないし、何か説明がちょっとちぐはぐではないだろうか、それで当然10%、僕が言ったら悪いけれども、下げることというのは、あんまり嬉しくないし、それで下げたくないんです。ですから、きちんとした僕は答弁、ここに人事院勧告という言葉は適切でないかと思うんですが、どうですか。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） まず2つですけれど、一つの前段の三役の給料や報酬、同じでなきゃいけないかという部分は、社会通念上というか、そういう部分では確かに選挙にお金がかかるとかっていう部分で決められたのかもかもしれません。詳しく研究していませんから分かりませんが、現実的には町長・副町長・教育長、それらの部分につきましては、責任度合いで給与差があるという部分があって、昔から慣例的に行われているのかどうかは制度的にはわかりませんが、全国的に同じという所はあんまり見られはしないですね。それが選挙費用にかかるからということ、多少根底にあるのかもかもしれませんけれど、給料を決めるにあたっては、そういうようなことを考慮されている訳ではないと思います。それが一つですね。

それと人事院勧告ですけれども、おおまかに言えば、川村議員の言うことについてはおおまかにそういう制度で成り立ってできているということは、位置付けは間違いないと思います。ただ、今特別職の給与の削減で人事院が関係ないかという部分でいけば、確かにそのとおりでございます。それはたまたま人事院勧告という言葉では出したのは、人事院勧告はご存知のように、都道府県とか政令指定都市とか、大きなところは自分のところで人事院を持っていて、給与体系等、そこである程度決められてるといって、そういうような勧告ですけれども、小さな市町村の場合、そこまですりませんので、国の人事院勧告にならなくてというのが実態でございます。大きく言えば各種手当等もそうですけれども、給与表の体系というのが全国的に人事院勧告を基準としてやっているという意味でございます。だから、たまたま特別職の給与と人事院勧告の関係でいきますと、それで決められて特別職の給与を決めているという訳ではなくて、職員の給与が下がったことによって付随して、住民が理解を得られるかという部分で、特別職報酬審議会を開いて、特別職の報酬の金額を決めたという意味で、人事院勧告で職員というのは決めただけで、それに逆らって下げることはなるんですけれども、そういう意味でそれに付随して特別職の報酬が上がってきたというようなことで、ご理解いただければと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 山本です。自分もそんな悪いことしたと思ってませんし、そうだと思ってますけれども、どうも一般町民はそういう見方をすることによって心配をいたしましたし、答弁が町民たちにできないということもありまして、そういうことであれば、それなりに町民に問われたときに、きちんと町民に話をしよう、できるなあと考えております。ちなみにここで聞いていいのかわかりませんが、教育長のこの減額

で年間どれ位の金額になるのか、差し支えなければお聞きをしたい。

それからもう一つは、審議会の関係なんですが、色々今回そういう事情があったということですが、今後において、やはりそのことを十分考慮した中で、提案をしてもらうとか、ぜひその期間をもうちょっと考えるとか、前向きに一つ取り組んでほしいなど、これは要望ですけれども、このような急激な、議会に入ってからその中で急激に議事を早めに、委員会を早めにやめて、その議論を再三しなきゃならんということだけは、少なくとも避けるように一つお願いをしていきたいと思えます。決して、決まったことを言って私は反対するつもりでは質問してませんし、しかし、しっかり年間職員もこんぐらい頑張ったんだと、教育長もこのぐらい頑張ったんだから、俺達も一生懸命やろうということなんだということを、しっかり伝えるのも我々の仕事だと思っておりますので、差し支えなければ、お知らせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 2つの点ですけれども、まず1つ目。教育長の減額額という部分でいきますと、今の試算でいきますと端数除きますけれども約910万円ちょいということで、912万4,000円ですね、現況ですね、単純にいきますとですね、そして10%削減後でいきますと、減額後でいきますと822万5,000円。端数の差はちょっと違っててもかもしれませんけれども、差額でいきますと89万9,000円位。90万円弱というふうに、ご理解をいただければと思います。

それと、二つ目の審議会の期間の部分でございますけれども、先ほどご説明しましたように、何らかのきっかけで出てくるということが多々多いものですから、それにしましても、少しでも多くの時間、論議とか協議をする時間をおくような形でなるべく進めていきたいと思えますので、ご理解を願いたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 何名かの議員のみなさんから、この議案第31号に関連して、特別職の給与等に関する条例の改正についてのご意見を指示いただきました。3つほど私のほうから、答弁をさせていただきます。

一つは、今山本議員からお話がありましたように、総務課長が答弁させていただいたように、できるだけ時間をかけるべきだと、過去の経緯からいくと、人事院勧告との状況、あるいは財政状況がこれでいいのか、という客観的な状況が出てきたときにかけて、大体概ね数時間の話をうけて答申を受けるというような今までの流れでございました。それがある種定期的に、例えば、そういう状況がなくても、少し時間をかけてということについては、今後十分配慮しながらですね、できるだけ慎重な議論をできるような配慮を、私共としては審議会の委員に諮問をさせていただくというのが1点目でございます。

2点目は、特に佐藤議員からお話がありました。副町長を置かないことによって、なかなか町長を副町長がいればお話し易いし、職員もある意味ではそういう点でいくと、居たほうが良いのではないのかと、いないということに対する、ある意味での不都合と言いましょうか、町民も含めてそういう意識があるのではないのかというご意見もございました。私はこのことについては、冒頭、5月の就任の臨時会でもお話をさせていただきましたように、自治法でいうと副町長を置くということは根拠があつてのことでございます。しかし、置かないことが出来ると定めてあるのは特殊な事情ということではありますと、私

はこの私自身のこれからの4年間で、財政的な理由から副町長を置かない。その点でいきますと当分の間、町民の皆さんや職員の皆さんにも、非常に不便をかけたか、そういうことは予想されたことだと思います。ある意味では職員の課長たちに、権限の幅を広げ、私自身も、従来助役に任せていたものを、私自身が決裁をしていくということを含めて、そしてまた、佐藤議員がご指摘のとおり、町民の方にとっても、助役がいたほうが、ワンクッションあっていいのではないということから、考えていきますと、全くそのとおりだと、しかし、この政策的に私が提案させていただいた意味は、この今の厳しい状況のなかで、何としても、財政的にも人件費等を含めて、私は副町長を置かないことの人件費等を含めて、この難局を乗り切る、その理由しかないのでありまして、これがいつまで続くかという点でいきますと、私自信はそのような状況からいっても、当分の間というのは、この任期中だけですという言い方をさせていただいているのはそういう意味だということでご理解をいただきたい。そして、ご不便をかけてることも多々あるとは思いますが、総務課長以下各課長が懸命にその点では努力していただいておりますので、今後もまた課長を通じて、あるいは私に直接色々なことで問題の投げ掛けやご提案をいただきたいと感じるところでございます。

3点目であります。ある種、荒っぽいのではないのかと、3月6日付で訓子府町特別職報酬審議会会長大澤健二さんからいただいた答申というのは、非常に重いものがございます。私は、どこまでそこに入っていくこととは別にいたしましても、私は私意的な感情をできるだけ入れないということを基本にしながら、住民の代表であるこの人たちの審議会のご意見を尊重し、ある種、提案をさせていただいているところでございます。今後、これらが本当に妥当かどうかということについても、また今後議論があるだろうと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、当面該当する部分でいいますと、教育長にも大変なご不自由な、あるいは不快な思いをさせたかもしれませんけれども、広く町民に今回の審議会の答申を受けて、私共がその決断に立ったという状況を正しく理解していただくために、これからも努力して町民に理解をしていただく努力をたいして参りますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第31号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声なし）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程の議決

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま山本朝英君外3名から、意見書案第1号、季節労働者対策の強化を求める要望意見書、意見書案第2号、「道路の中期計画」の推進に関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第1号、意見書案第2号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

意見書案1号

議長（橋本憲治君） 意見書案第1号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本朝英君。

8番（山本朝英君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第1号についてご説明をいたしたいと思っております。

意見書案第1号

季節労働者対策の強化を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年3月21日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 山本朝英
議員 川村進
議員 佐藤静基
議員 小林一甫

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開き願います。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年3月21日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様
国土交通大臣様
農林水産大臣様

総務大臣様

以上でございます。

ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。提出議員に対する質疑でございます。

1人3回まで質疑行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案2号

議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第2号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本朝英君。

8番（山本朝英君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第2号についてご説明をいたします。

意見書案第2号

「道路の中期計画」の推進に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年3月21日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 山本朝英

議員 川村進

議員 佐藤静基

議員 小林一甫

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開き下さい。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年3月21日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
財務大臣様
国土交通大臣様

以上でございます。

ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。提出議員に対する質疑といたします。

1人3回まで質疑行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。それでは、道路の中期計画の推進に関する意見書に対する反対討論をいたします。ただいま平成20年度以降10年間、総額で59兆円という巨額の予算を使い切る計画となっています。道路中期計画が着実に推進されるように、また、その財源としての道路特定財源と暫定税率維持を求める意見書の説明があったところでありますけれども、次の点について考え方を述べて、反対討論といたします。

まず始めに、道路中期計画についてであります。その内容については、皆さんお分かりのように、現国会においても、様々な議論がされているところでもありますけれども、その根幹は採算性や住民にとっての必要性を度外視した1万4,000キロ、その1万4,000キロという長きにわたる高速道路の計画。さらには7,000キロに及ぶ地域高規格道路など、合わせて2万キロを超える大型道路を造るという、そしてまた、大型プロジェクトを実施するという計画であります。しかし一方で、住民が求めています通学路の歩道整備、これには4.3%。防災・防雪対策には2.5%。さらには、バリアフリー化に対しては、2.3%等々。すべてを含めても1割程度の計画でしかないということに問題があります。この計画の4割以上を占めるのが、いわゆる国際競争力の確保ということをやりたい、機関ネットワークの形成を図るとして採算性を全く度外視した、不要不急の高速道路。そして高規格道路の整備になっている。このところに大きな問題がというふうに私は考えております。

次に、この計画を推進する財源になっているのが道路特定財源であり暫定税率であります。この財源について語るときに必ず出てくるのが、地方のためであり地域格差の解消であると、また地域の活性化等々。事あるごとに地方が持ち出されております。さらには暫定税率などの時限措置が延長されない場合、税収が大幅に減収して財政破たんへの危機に直面するとまで言われています。しかしであります。この数年間だけ見ても、三位一体の改革等で大きく削減してきた地方交付税については、どう説明するのでしょうか。地方自治体から暫定税率維持を求める声が出ている背景には、これまで政府が進めてきた三位一体の改革等で地方交付税が大きく減少し、そのことによる危機的な状況に陥った、極めて

深刻な財政状況。そのことが、暫定税率の維持という地方自治体の首長にとっても、そう言わざるを得ないところにおいやっている大きな原因があるのではないのでしょうか。自治体の財政基盤を再建するには、地方交付税の財源保障と、そして本来持っている調整機能を強化することでありまして、このことが中期計画や道路特定財源等々でも言われているような地域格差の解消、あるいは地方の活性化に今最も有効ではないかと考えるところであります。またさらにはこれらの計画について述べられるときに、患者を救急病院へ一刻も早く運ぶために高速道路や高規格道路が必要であると言われております。しかし、今住民が求めているのは遠く離れた病院へ患者を運ぶことではなく、地域の救急医療を担っている病院の体制を何とか整備したいということではないのでしょうか。このことを強く望んでいるそういった人達が非常に多いというのも、周りを見る時に感じるところではないのでしょうか。行った先に病院が無くなっては、道路が出来ても元も子もないと言わざるを得ないとそういうことではないのでしょうか。ほんとうに地方に住む住民の願いを大切にすれば、何より地方の裁量に任せることが必要であります。高速道路より生活道路を優先する。不要不急の大型プロジェクトより、住民の医療や暮らし、そして子育て支援、教育など、本当に政治の光を必要としているところに使えるようにすること。またそこに住む住民自らがそういった政策を選択できるようにするためにも、道路中期計画の中止と道路特定財源の維持、そして暫定税率の廃止とこういったものを、道路特定財源の一般財源化と暫定税率の廃止を求めるということを、訴えたいと思います。以上を申し上げまして、意見書案第2号に対する反対討論といたします。

議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま提出されました、道路中期計画の推進に関する意見書に関して以下の討論を行いたいと思います。北海道町村会議長会の総意による、道路特定財源確保に向けて、各自治体に下ろされた意見書であります。本来、議長をもって議論されるべきところではありますが、前段の協議の中で橋本議長としても様々な点で問題点を内在しているという認識が示されているところであります。これらのことを踏まえて、私の討論を行いたいと思います。ただいま、工藤議員から中身に対して反対の意見が述べられました。私も揮発油税においては、暫定税率が恒久的税であるように続けられ、現在の原油高によりその負担は国民にとって、大きく家計を圧迫しており、廃止にむけて、強く大きな声となっているのは事実だと認識しております。また、この税に対して、国交省を始めとした関連組織における悪質な道路特定財源の浪費は目に余るものがあります。この財源運用に怒りを感じているところであります。このような認識であります。我が町の財政に、この財源を原資として6,600万円が交付されているのも現実であります。ひっ迫する町の財政の中で、この財源が確保されなければ、その運営は極めて厳しいものと受け止めております。中央において抜本的改革がなされ、国民の思いと地方自治体の財政支援が、充実することが実現することを願い、私の本意に反する面が大きいわけですけれども、この意見書提出に同意いたします。

議長（橋本憲治君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） 10番、小林です。意見書に対しての賛成討論をさせていただきます。道路中期計画推進に関する意見書の中身でありますけれども、地方は中央と違って、まだまだやはり道路の建設に対する要望がかなり多くございます。そうした中で、当町においても、まだまだ道路整備を必要とする部分がございます。できれば、こういう部分も早急に手を打っていかねばならないというような現状から、意見書として提出することにつきましては、賛成討論をさせていただきます。しかしながら、今国会では与党と野党が入り乱れて道路財源に向けての考え方が、あっち行ったりこっち行ったりしておりますけれども、何か最終的には昨日・今日の新聞を見ていますと、ある程度の妥協はされるんじゃないかというような表現をされております。先ほど上原議員も意見として述べられておりましたけれども、やはり訓子府においても6,650万円という、そういう大きな金額が何も手立てなく、一般化されるということにつきましては、私としては少し国の考え方と言いますか、反対される国会議員の方に対して、少し疑問を持つところであります。しかしながら、今与党と野党が協議をされて、一つの方向に向いていることにつきましては、もう少し早く何とかできなかったのかなあというようなことで、ちょっと残念に思っておりますけれども、今回の意見書の提出につきましては以上の観点から賛成とさせていただきます。

議長（橋本憲治君） ほかに反対討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 次に賛成討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第1号

議長（橋本憲治君） 日程第31、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。議案書120ページでございます。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の120ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 専決処分の報告について。

平成20年1月16日、訓子府町長から専決処分について次のとおり報告があった。

平成20年3月11日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

記、別紙。次のページの121ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年1月16日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

訓子府町長 菊池一春

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告します。

記、別紙。次のページ、122ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成20年1月16日

訓子府町長 菊池一春

損害賠償の額の決定及び和解について

1. 事故発生日時、平成19年12月19日(水)午後5時頃。
2. 事故発生場所、訓子府町字駒里74番地7(片山地先)
3. 相手方、訓子府町旭町55番地、三谷大行。
4. 事故の概要、上記日時・場所において、町職員が公務により公用車を運転中、町内駒里の住宅を訪問した際、後方不注意により同敷地内に駐車していた相手方車両の後部左バンパーに接触し破損させたものです。
5. 損害賠償額、損害賠償の額を153,825円と定めて和解する。

以上でございます。

議長(橋本憲治君) 以上のとおりであります。

この報告に対して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

以上で本報告を終わります。

報告第2号

議長(橋本憲治君) 日程第32、報告第2号 定期監査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長(小野良次君) 議案書の123ページをお開きいただきたいと思います。

報告第2号 定期監査結果報告について。

監査委員から定期監査について、次のとおり報告があった。

平成20年3月11日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

記、別紙。次のページの124ページになります。

平成20年2月7日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

平成19年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第9項の規定によって、平成19年度の定期監査の結果を報告します。

記

平成19年度定期監査結果報告書別紙。126ページをお開きいただきたいと思います。ここに、「3. 監査結果及び意見」という項目がございます。その報告のみを朗読させていただきますまして、それ以外の報告書の資料につきましては、説明を省略させていただきますと思います。

3. 監査結果及び意見

平成19年11月に実施した建設工事等の現地調査及び平成19年12月末日現在における各会計の予算執行状況、町税等収納状況、事業実施状況、学校管理事務状況等について監査を実施した結果、適正な行財政運営がなされていることを認める。

なお、次の事項について対応を望みたいということで、3項目ございます。

町税等の滞納繰越を減少させるための具体的方策（不納欠損時効中断の活用及び徴収目標の設定等）を図り、安易に不納欠損の措置を行われないように配慮すること。

国民健康保険事業特別会計につきましては、財政調整基金の保有状況を考えると、今後の財政運営について早急な検討が必要である。

水道事業会計については、今後も漏水改善を図り、有収率向上に努めること。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上のとおりであります。

この報告に対し、質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本報告を終わります。

報告第3号

議長（橋本憲治君） 日程33、報告第3号 出納結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の136ページをお開きいただきたいと思います。

報告第3号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成20年3月11日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成20年1月16日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成20年1月16日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

137、138ページの表につきましては、説明を省略させていただきたいと思ひます。
次に、139ページをお開き願ひたいと思ひます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成20年2月12日町会計
管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成20年2月12日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

先ほど同様に140、141ページまでの表につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、後ほど追加で配付しております、3月分の例月出納検査の報告でございます。

ページ数で申し上げますと、141 2から141 4ページとなります。

まず、141 2ページをお開きいただきたいと思ひます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成20年3月10日町会計
管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成20年3月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページの141 3、それから141 4ページの表につきましては、先ほど同様に
説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上のとおりであります。

この報告に対して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本報告を終わります。

報告第4号

議長（橋本憲治君） 日程第34、報告第4号 所管事務調査結果報告についてを議題といたします。議案書142ページです。

2つの常任委員会委員長から閉会中に実施した所管事務調査について、別紙のとおり報告がありました。

お諮りいたします。

本報告の朗読、質疑を省略し、報告を了承することにし、合わせて本報告を関係執行機関に送付することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

以上で、本報告は終わります。

所管事務調査について

議長（橋本憲治君） 日程第35、所管事務調査についてであります。145ページ、146ページです。

お諮りいたします。

総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会の2常任委員会の委員長から所管事務調査について、平成20年度閉会中も継続して調査できるよう議決の願い出が議長に対して出ております。これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、2常任委員会の委員長から願い出のあった所管事務調査項目について、平成20年度閉会中も継続して調査できるよう決定いたしました。

閉会の議決

議長（橋本憲治君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（橋本憲治君） これにて平成20年第1回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

みなさん、ご苦労様でございました。

閉会 午後 1時56分

以上、平成20年第1回定例町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員

署名議員